(c)　両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人及びそれらの職員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。

(d)　仲裁決定は、次のとおり取り扱う。

(i)　仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(ii)　仲裁決定は、条約第二十五条5の規定、この5の規定又はaの規定に従って決定される手続規則のいずれかに対する違反（仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。）により当該仲裁決定がいずれか一方の締約国の裁判所において無効であるとされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定は、その違反によって無効であるとされる場合には、行われなかったものとする。

(e)　仲裁の要請が行われてから、仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局及び仲裁の要請を行った者に送達するまでの間に、両締約国の権限のある当局が仲裁に付託された全ての未解決の事項について合意に達した場合には、当該事案は同条2の規定に従って解決されたものとし、仲裁決定は行われない。

第十四条

1　この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この議定書は、次のものについて適用する。

(a)　英国については、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に取得する所得

(ii)　(i)の規定が適用される場合を除くほか、所得税及び譲渡収益税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月六日以後に開始する各賦課年度のもの

(iii)　法人税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月1日以後に開始する各会計年度のもの

(b)　日本国については、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に租税を課される額

(ii)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度の所得

3　2の規定にかかわらず、第二条の規定によって改正される条約第七条の規定は、両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意する日以後に開始する課税年度又は賦課年度の利得について適用する。第二条の規定によって改正される条約第七条の規定が適用されるまでは、改正前の条約第七条の規定を引き続き適用する。

4　2の規定にかかわらず、この議定書によって改正される条約第二十五条3、5及び6、第二十六条1及び2並びに第二十六条のA並びにこの議定書によって改正される二千六年議定書5の規定は、当該規定の対象となる事案に係る課税年度又は賦課年度にかかわらず、この議定書が効力を生ずる日から適用する。この議定書によって改正される条約第二十五条5の規定の適用上、いかなる事案も、この議定書が効力を生ずる日の後二年を経過する日までは、仲裁に付託されない。

5　この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十三年十二月十七日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
林景一

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国のために
デービッド・ガーク

総務大臣　山本　早苗
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

（右条約の英文）

PROTOCOL
AMENDING THE CONVENTION
BETWEEN JAPAN
AND THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN
AND NORTHERN IRELAND
FOR THE AVOIDANCE OF DOUBLE TAXATION
AND THE PREVENTION OF FISCAL EVASION
WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME AND ON CAPITAL GAINS

Japan and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland,

Desiring to amend the Convention between Japan and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland for the Avoidance of Double Taxation and the Prevention of Fiscal Evasion with respect to Taxes on Income and on Capital Gains signed at London on 2 February 2006 (hereinafter referred to as "the Convention") and the Protocol, which forms an integral part of the Convention, signed at London on 2 February 2006 (hereinafter referred to as "the Protocol of 2006"),

Have agreed as follows:

ARTICLE 1

Subparagraph (a) of paragraph 1 of Article 2 of the Convention shall be deleted and replaced by the following:

"(a)　in the case of Japan:

(i)　the income tax;

(ii)　the corporation tax;

(iii)　the special income tax for reconstruction;

(iv)　the special corporation tax for reconstruction; and

(v)　the local inhabitant taxes

(hereinafter referred to as "Japanese tax");"